## 資料5-1

## 自殺総合対策大綱における施策の実施状況

| 自殺総合対策大綱の                           | 担当省庁                      | 実施  | <br>状況  |  |
|-------------------------------------|---------------------------|---|---|--|
| 項目                                  |                           | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |  |
| 1 地域レベルの実践                          | 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組 |   |   |  |
| (1) 地域自殺実態プロファイルの作成                 | 厚生労働省                     | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>地方公共団体の地域自殺対策計画<br>の策定を支援するため、既存の統<br>計を活用して、各地方公共団体の<br>自殺の実態を分析した地域自殺実<br>態プロファイルを作成し、地方公<br>共団体へ提供。  | ○引き続き、地域自殺実態プロファ<br>イル等の活用による地域自殺対策<br>計画の策定を支援。  |  |
| (2) 地域自殺対策の<br>政策パッケージの<br>作成       | 厚生労働省                     | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>地方公共団体の地域自殺対策計画<br>の策定を支援するため、自殺対策<br>の先進的事例を集成した政策集で<br>ある政策パッケージを作成し、地<br>方公共団体へ提供。   | ○引き続き、政策パッケージ等の活<br>用による地域自殺対策計画の策定<br>を支援。   |  |
| (3) 地域自殺対策計<br>画の策定等の支援             | 厚生労働省                     | ○自殺対策計画策定のためのモデル<br>事業を14自治体で実施し、モデル<br>事例を集積。  | ○引き続き、地方公共団体に対して<br>自殺対策計画策定等のため支援を<br>実施。  |  |
| (4) 地域自殺対策計<br>画策定ガイドライ<br>ンの策定     | 厚生労働省                     | ○国は、地方公共団体の地域自殺対<br>策計画の策定を支援するため、地<br>域自殺対策計画策定の手引を作成<br>し、地方公共団体へ提供。  | ○引き続き、手引等の活用による地域自殺対策計画の策定を支援。  |  |
| (5) 地域自殺対策推<br>進センターへの支<br>援        | 厚生労働省                     | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>管内の市区町村地域自殺対策計画<br>の策定・進捗管理・検証等の支援<br>を行う地域自殺対策推進センター<br>職員への人材養成研修等へ講師派<br>遣などの支援を実施。  | ○引き続き、管内の市区町村地域自<br>殺対策計画の策定・進捗管理・検<br>証等の支援を行う地域自殺対策推<br>進センター職員への人材養成研修<br>等へ講師派遣などの支援を実施。  |  |
| (6) 自殺対策の専任<br>職員の配置・専任<br>部署の設置の促進 | 厚生労働省                     | ○市町村において、自殺対策の専任<br>職員が配置されるように会議等で<br>その必要性を説明するなどの働き<br>かけを実施。  | ○引き続き、市町村において、自殺対策の専任職員が配置されるように会議等でその必要性を説明するなどの働きかけを実施。   |  |
| 2 国民一人ひとりの                          | 気づきと見る                    | アりを促す取組   |   |  |
| (1) 自殺予防週間と<br>自殺対策強化月間<br>の実施      | 厚生労働省                     | ○平成29年度自殺予防週間(平成29年度<br>年9月10日~16日)及び平成29年度<br>自殺対策強化月間(平成30年3月)において、<br>①関係省庁、地方自治体等に啓発<br>事業の実施を呼びかけ。<br>②支援情報検索サイトによる相談<br>会等の情報提供を実施。<br>③新聞・インターネット・鉄道広<br>告等の様々な媒体で啓発活動<br>を実施。<br>○若者一般を対象としたSNS相談事<br>業やIP電話対応の相談事業を実施。 | ○平成30年度自殺予防週間(平成30年9月10日~16日)及び平成30年度自殺対策強化月間(平成31年3月)において、<br>①関係省庁、地方自治体等に啓発事業の実施を呼びかけ。<br>②支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を実施。<br>③新聞・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施。 |  |
|                                     | 関係省庁                      |   |   |  |

| 自殺総合対策大綱の  | 担当省庁              | 実施状況   |  |  |
|--|-------------------|--|--|--|
| 項目   |                   | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |  |
| 自殺総合対策大綱の<br>項目<br>(2) 児童生徒の自<br>対策に<br>資する教育<br>の実施 | <u>担当省庁</u> 文部科学省 |  | 平成30年度<br>(1) では、<br>(2) では、<br>(3) では、<br>(3) では、<br>(4) では、<br>(5) では、<br>(6) では、<br>(7) では、<br>(7) では、<br>(8) では、<br>(8) では、<br>(8) では、<br>(9) では、<br>(9) では、<br>(9) では、<br>(9) では、<br>(10) では、<br>(1 |  |
|  | 総務省               | 等を通じて、普及啓発活動を実施。  一総務省、文部科学省及び通信関係  団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用 に向けて、保護者・教職員及び児  童生徒を対象とした啓発講座を実 施。 | 等を通じて、普及啓発活動を実施予定。  ○引き続き、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。  |  |

| 自殺総合対策大綱の   | 担当省庁   | 実施状況   |  |
|---|--------|--|--|
| 項目  |        | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |
| (3) 自殺や自殺関連<br>事象等に関する正<br>しい知識の普及                | 厚生労働省  | ○平成29年度自殺予防週間(平成29年9月10日~16日)及び平成29年度<br>自殺対策強化月間(平成30年3月)<br>において、インターネット等を活<br>用した啓発事業を実施。   | ○平成30年度自殺予防週間(平成30年9月10日~16日)及び平成30年度<br>自殺対策強化月間(平成31年3月)<br>において、インターネット等を活<br>用した啓発事業を実施予定。   |
|   | 法務省    | ○法務省の人権擁護機関では、「性的<br>指向を理由とする偏見や差別をな<br>くそう」及び「性自認を理由とす<br>る偏見や差別をなくそう」を強調<br>事項として掲げ、啓発リーフレッ<br>トの配布や特設サイトの開設等の<br>各種啓発活動を実施。                 | ○法務省の人権擁護機関では、「性的<br>指向を理由とする偏見や差別をな<br>くそう」及び「性自認を理由とす<br>る偏見や差別をなくそう」を強調<br>事項として掲げ、各種啓発活動を<br>実施予定。   |
| (4) うつ病について<br>の普及啓発の推進                           | 厚生労働省  | ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。<br>○厚生労働省Web サイト内の「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう」において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介。 | ○引き続き、精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。<br>○引き続き、厚生労働省Web サイト内の「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう」において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介。 |
| 3 自殺総合対策の推  | 進に資する訓 | 間査研究等を推進する取組   |  |
| (1) 自殺の実態や自<br>殺対策の実施状況<br>等に関する調査研<br>究及び検証      | 厚生労働省  | ○実践的な自殺対策につながる研究<br>を促進するために、革新的自殺研<br>究推進プログラムを開始。<br>○「自治体における自殺対策の施策の<br>実施状況調査」を実施。  | ○引き続き、実践的な自殺対策につながる研究を促進するために、革新的自殺研究推進プログラムを実施。<br>○「自治体における自殺対策の施策の実施状況調査」を実施予定。   |
| (2) 調査研究及び検<br>証による成果の活<br>用                      | 厚生労働省  | ○Webサイト「いのち支える」を通じて、自殺総合対策に関する情報収集及び発信を実施。<br>○自殺総合対策推進センターでは、自殺未遂者・遺族支援に関する調査研究を実施。   | ○引き続き、Webサイト「いのち支える」を通じて、自殺総合対策に関する情報収集及び発信を実施。<br>○自殺総合対策推進センターでは、自殺未遂者・遺族支援に関する調査研究を引き続き実施。  |
| (3) 先進的な取組に<br>関する情報の収集、<br>整理及び提供                | 厚生労働省  | <ul><li>○自殺総合対策推進センターは、地域自殺対策政策パッケージとして、<br/>先進事例を紹介。</li></ul>  | ○地域自殺対策政策パッケージの活<br>用を推進。  |
| <ul><li>(4) 子ども・若者の<br/>自殺等についての<br/>調査</li></ul> | 文部科学省  | ○児童生徒の自殺について、その特<br>徴や傾向等を分析しつつ、児童生<br>徒の自殺予防の在り方に関する調<br>査研究を実施。  | ○引き続き、児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施する。   |
|   | 厚生労働省  | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>東京都内で行われた児童・生徒の<br>SOSの出し方に関する教育の効果<br>の検証を実施。   | ○同様の検証を実施予定。   |

| 自殺総合対策大綱の  | 和小小牛  | 実施  |   |
|--|-------|---|---|
| 項目   | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
| (5) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明  | 内閣府   | ○地方公共団体に対し、地方の状況<br>に応じた死因究明・身元確認に関<br>する施策の検討を目的とした、関<br>係機関・団体等(知事師会、都道<br>府県歯科医師会、が協議<br>する場として死因究明等推進協議<br>会の設置・活用を求めて都道<br>会の設置・活用を求めずる<br>はいて、死因究明等推進協議平<br>成30年3月末現在、30の都道府県<br>がで、死因究明等推進協議<br>おいて、死因究明等推進協議<br>まれ、関係者の情報共有・連<br>携の場が整備されている。 | ○引き続き、地方公共団体に対し、<br>地方の状況に応じた死因究明・身<br>元確認に関する施策の検討を目的<br>とした、関係機関・団体等(知事<br>部局、都道府県警察、都道府県医<br>師会、都道府県歯科医師会、大学<br>等)が協議する場として死因究明<br>等推進協議会の設置・活用を求め<br>ていく。 |
|  | 厚生労働省 | ○厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施している。  | ○引き続き、平成30年度においても<br>実施予定。  |
|  | 厚生労働省 | ○子どもの死亡事例に関する医療分野における情報収集の方法等について、平成28年度から3ヵ年の調査研究を実施。<br>○また、平成29年10月に関係部局による省内プロジェクトチームを立ち上げ、課題の整理等を行っている。  | 野における情報収集の方法等について、平成28年度から3ヵ年の調査研究を引き続き実施。  |
| (6) うつ病等の精神<br>疾患の病態解明、<br>治療法の開発及び<br>地域の継続的ケア<br>システムの開発につ<br>ながる学際的研究 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究費補助金「疾<br>病・障害対策研究分野」において<br>必要な研究を実施。   | ○引き続き、厚生労働科学研究費補助金「疾病・障害対策研究分野」<br>において必要な研究を実施。  |

| 自殺総合対策大綱の                          |        | 実施状況  |  |  |
|------------------------------------|--------|---|--|--|
| 項目                                 | 担当省庁   | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |  |
|                                    | 警察庁    | ○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。<br>○自殺統計原票データを厚生労働省へ提供。<br>○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供。<br>○「平成29年中における自殺の状況」を厚生労働省と共同で公表(平成30年3月)。  | ○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。<br>○自殺統計原票データを厚生労働省へ提供。<br>○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供。<br>○「平成30年中における自殺の状況」を厚生労働省と共同で公表(平成31年3月)。                                       |  |
| (7) 既存資料の利活<br>用の推進                | 厚生労働省  | ○毎月、都道府県別及び市区町村別<br>(自殺者の生前の住居地及び発見<br>地)等の自殺統計データについて警<br>察庁から提供を受け、「地域におけ<br>る自殺の基礎資料」の作成・公表。<br>○東日本大震災に関連する自殺者に<br>係るデータについて警察庁から提供を受け、「東日本大震災関連特別<br>集計」を公表。<br>○平成30年2月に警察庁から提供を受<br>けた29年中の確定値データを基に、<br>30年3月に「平成29年中における自<br>殺の状況」を作成、警察庁と共同<br>で公表。   | ○引き続き、毎月の「地域における<br>自殺の基礎資料」の作成・公表を<br>行うとともに、「東日本大震災関連<br>特別集計」の公表を実施。また、<br>警察庁と共同で「平成30年中にお<br>ける自殺の状況」の公表を実施。  |  |
|                                    | 厚生労働省  | ○自殺総合対策推進センターでは、公表されている各種の統計資料等を<br>地方公共団体ごとに整理し、地域<br>自殺実態プロファイルとして提供。   |  |  |
| 4 自殺対策に係る人                         | 材の確保、剤 | を 成及び資質の向上を図る取組   |  |  |
| (1) 大学や専修学校<br>等と連携した自殺<br>対策教育の推進 | 文部科学省  | ○「医学教育モデル・コア・カリし、<br>ラム」を平成29年3月には目標の<br>教項目をでとしたという。<br>教項目をで選連したとしていりでででででででででででででででででででででででででででででででででででいる。<br>ででででででいるでででででいる。<br>でででででででででいる。<br>ででででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>ででででででいる。<br>ででででででいる。<br>でででででいる。<br>でででででいる。<br>ででででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>ででいる。<br>でいる。 | ○引き続き、改訂された「医学教育<br>モデル・コア・カリキュラム」等<br>を踏まえ、医学部関係者が集まる<br>会議等において、自殺対策に関<br>した教育の充実を周知・要請。<br>○引き続き、「看護学教育モデル・コ<br>ア・カリキュラム」等を踏まえ、<br>関係者が集まる会議等において、<br>自殺対策に関連した教育の充実を<br>周知・要請。 |  |
|                                    | 厚生労働省  | <ul><li>○自殺対策や自殺のリスク要因に対応<br/>できる人材の育成のために、例えば<br/>保健師等の国家試験出題基準におい<br/>て「自殺対策」の項目を盛り込んだ。</li></ul>   | ○引き続き、「自殺対策」を含む保健<br>師、看護師の国家試験出題基準を<br>国家試験に適用して実施予定。   |  |
|                                    | 厚生労働省  | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>革新的自殺研究推進プログラムに<br>おいて、委託研究により大学にお<br>ける自殺対策教育のための資材を<br>開発。  | ○引き続き、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、委託研究により大学における自殺対策教育のための資材を開発。   |  |

| 自殺総合対策大綱の   |       | 実施   |  |
|---|-------|--|--|
| 項目  | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |
| (2) 自殺対策の連携<br>調整を担う人材の<br>養成                     | 厚生労働省 | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>「地域自殺対策推進センター等連絡<br>会議」及び「地域自殺対策推進企<br>画研修」、「自殺対策・相談支援研<br>修」を実施のほか「地域自殺対策<br>推進センター等連絡会議ブロック<br>会議」を3箇所で実施。 | ○引き続き、「地域自殺対策推進セン<br>ター等連絡会議」及び関連会議、<br>研修を実施予定。   |
| (3) かかりつけの医師<br>等の自殺リスク評価<br>及び対応技術等に<br>関する資質の向上 | 厚生労働省 | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。   | ○引き続き、精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。                                    |
| (4) 教職員に対する<br>普及啓発等                              | 文部科学省 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  | の自殺が起きたときの背景調査の<br>指針(改訂版)」及び「子供の自殺<br>等の実態分析」について各種会議<br>等を通じて教育委員会・学校等に<br>周知予定。               |
| (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上                       | 厚生労働省 | ○自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターに<br>関わる都道府県・市町村担当者の<br>研修等を実施。また、産業保健関<br>係者や地域の自殺未遂者・自死遺<br>族支援に関わる民学官関係者の資<br>質向上のための研修も実施。     | ○引き続き、地域自殺対策推進センターに関わる都道府県・市町村担当者の研修等を実施。また、産業保健関係者や地域の自殺未遂者・自死遺族支援に関わる民学官関係者の資質向上のための研修も引き続き実施。 |

| 自殺総合対策大綱の                         |       | 実施状況  |   |  |
|-----------------------------------|-------|---|---|--|
| 項目                                | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |  |
|                                   | 厚生労働省 | ○全国の産業保健総合支援センター<br>等において、産業保健スタッフ等<br>に対する研修等を実施。  | ○全国の産業保健総合支援センター<br>等において、産業保健スタッフ等<br>に対する研修等を実施予定。  |  |
| (6) 介護支援専門員<br>等に対する研修            | 厚生労働省 | ○介護支援専門員の資質向上を図る<br>ための研修事業を実施。   | ○介護支援専門員の資質向上を図る<br>ための研修事業を実施予定。   |  |
| (7) 民生委員・児童<br>委員等への研修            | 厚生労働省 | ○各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、 ①単位民生委員・児童委員協議させ会長に必研修 ②中堅なの民生委習得させるための民生委習の民生委員のの民生委習のの民生委員がはがあるための民生委員が技術を習得を支援知職修 ③新任の民生委員で技術を習得を対してるためのがあるための「民生委員研修事業」を実施。 | ○各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、<br>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修<br>②中堅の民生委員・児童委員に必要が<br>ででは、のの民生委員に必要がである。<br>②中では、のの民生委員に必要がでいる。<br>の民生委員・児童委員に必要が、といるがでいる。<br>では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、いっかでは、いっないいいがでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっかでは、いっないか |  |
|                                   | 金融庁   | ○自治体の相談員等の資質の向上を図るため、「多重債務者相談の手引き」の普及に努めた。<br>○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像(内閣府作成(「こころのサインに気づいたら」)ゲートキーパー養成研修用DVD)を利用した研修を実施(平成30年2月)。                       | ○自治体の相談員等の資質の向上を図るため、引き続き、「多重債務者相談の手引き」の普及に努める。<br>○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像(内閣府作成(「こころのサインに気づいたら」)ゲートキーパー養成研修用DVD)を利用した研修を実施予定(平成31年2月)。  |  |
| (8) 社会的要因に関<br>連する相談員の資<br>質の向上   | 消費者庁  | ○「地方消費者行政推進交付金」等により地方公共団体が実施する取組に対する支援を実施。<br>○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施。  | ○「地方消費者行政強化交付金」を通じ、引き続き地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定。<br>○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施予定。   |  |
|                                   | 厚生労働省 | ○厚生労働省職員研修において、メ<br>ンタルヘルスに関する講習を実施。  | ○厚生労働省職員研修において、メ<br>ンタルヘルスに関する講習を引き<br>続き実施予定。  |  |
|                                   | 厚生労働省 | ○自治体の担当職員の資質の向上を<br>図るため、生活保護担当ケース<br>ワーカー全国研修会で、メンタル<br>ヘルスに配慮すべき人への支援に<br>ついて講義を実施(平成29年2月)。  | ○引き続き、生活保護担当ケース<br>ワーカーが参加する研修等におけ<br>る機会を通じて、メンタルヘルス<br>に関する講習を実施予定。   |  |
|                                   | 関係府省庁 |   |   |  |
| (9) 遺族等に対応す<br>る公的機関の職員<br>の資質の向上 | 警察庁   | ○警察職員が自殺者、自殺者遺族、<br>自殺未遂者等に関係する業務に従<br>事する場合には、自殺者の名誉や<br>自殺者遺族、自殺未遂者等の心情<br>等を不当に傷つけることのないよ<br>う、適切な遺族等への対応を実施。  | ○警察職員が自殺者、自殺者遺族、<br>自殺未遂者等に関係する業務に従<br>事する場合には、自殺者の名誉や<br>自殺者遺族、自殺未遂者等の心情<br>等を不当に傷つけることのないよ<br>う、適切な遺族等への対応を引き<br>続き実施予定。  |  |

| 自殺総合対策大綱の                      | 1=.1.45.1 | 実施状況  |   |  |
|--------------------------------|-----------|---|---|--|
| 項目                             | 担当省庁      | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |  |
|                                | 総務省       | ○消防職員が遺族等に対して適切な<br>対応を図れるよう、各消防本部や各<br>消防学校での教養訓練を通じて、消<br>防職員の資質の向上に取り組んだ。  | ○消防職員が遺族等に対して適切な<br>対応を図れるよう、各消防本部や<br>各消防学校での教養訓練を通じて、<br>消防職員の資質の向上に取り組む。   |  |
| (10) 様々な分野で<br>のゲートキーパー<br>の養成 | 厚生労働省     | ○平成29年度自殺予防週間(平成29<br>年9月10日〜16日)及び平成29年度<br>自殺対策強化月間(平成30年3月)<br>において、ゲートキーパーとして<br>の役割が期待される団体等に対し<br>て、協力の呼びかけを実施。   | ○平成30年度自殺予防週間(平成30年9月10日~16日)及び平成30年度<br>自殺対策強化月間(平成31年3月)<br>において、ゲートキーパーとして<br>の役割が期待される団体等に対し<br>て、協力の呼びかけを実施予定。   |  |
|                                | 関係省庁      |   |   |  |
| (11) 自殺対策従事<br>者への心のケアの<br>推進  | 厚生労働省     | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>相談員自らの心の健康を維持する<br>ための対応方法を盛り込んだ各種<br>研修を実施。  | ○引き続き、相談員自らの心の健康<br>を維持するための対応方法を盛り<br>込んだ各種研修を実施。  |  |
| (12) 家族や知人等<br>を含めた支援者へ<br>の支援 | 厚生労働省     | ○地域自殺対策強化交付金を活用し、<br>自殺等の悩みを抱える者を支援す<br>る家族等に対する支援を実施。  | ○引き続き、地域自殺対策強化交付<br>金を活用し、自殺等の悩みを抱え<br>る者を支援する家族等に対する支<br>援を実施。   |  |
| (13)研修資材の開<br>発等               | 厚生労働省     | ○地域レベルの自殺総合対策を推進<br>するため、自殺総合対策推進セン<br>ターが中心になって、地域の自殺<br>総合対策の類型化された政策パッ<br>ケージを開発し、研修資材として<br>活用。                     | ○引き続き、地域の自殺総合対策の<br>類型化された政策パッケージを研<br>修資材として活用。  |  |
| 5 心の健康を支援す                     | る環境の整備    | 睛と心の健康づくりを推進する取組  |   |  |
| (1) 職場におけるメ<br>ンタルヘルス対策<br>の推進 | 厚生労働省     | ○「過労死等防止対策推進法」及び<br>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、<br>啓発、相談体制の整備等、民間団<br>体の活動に対する支援等の過労死<br>等の防止に関する対策に取り組ん<br>だ。     | ○「過労死等防止対策推進法」及び<br>「過労死等の防止のための対策に<br>する大綱」に基づき、引き続の<br>調査研究等、相談体制を<br>備等、民間団体の活動に関<br>援等の過労死等の防止に関<br>で取り組む。<br>なお、同法の間大綱に綱の行れ<br>は、同法が則第2項及び大綱の行われる<br>は、同法であ、見直しの検討が行れた<br>場合には、見直しが行われる<br>場合には、見の防止に関する対策<br>に取り組む。 |  |
|                                | 厚生労働省     | ○事業主に義務付けられているセクシュアルハラスメント及び妊娠・<br>出産等に関するハラスメントの防<br>止措置の徹底に取り組んだ。また<br>企業向けセミナーの開催等、パ<br>ワーハラスメントの予防・解決に<br>向けた取組を推進。 | ○引き続き、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。  |  |

| 自殺総合対策大綱の担当省庁                    |       | 実施状況   |   |
|----------------------------------|-------|--|---|
| 項目                               | 担当自儿  | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
| (2) 地域における心<br>の健康づくり推進<br>体制の整備 | 厚生労働省 | ○自殺総合対策推進センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした研修を実施するとともに、関係機関相互間における連携体制を推進。  | ○引き続き、自治体・精神保健福祉<br>センター職員を対象とした研修を<br>実施するとともに、関係機関相互<br>間における連携体制を推進。   |
|                                  | 文部科学省 | ○社会教育主事講習等において地域<br>課題を解決するための取組を普及<br>すること等により、公民館等の社<br>会教育施設における自主的な取組<br>を促進した。  | ○社会教育主事講習等において地域<br>課題を解決するための取組を普及<br>すること等により、引き続き公民<br>館等の社会教育施設における自主<br>的な取組を促進する。   |
|                                  | 国土交通省 | ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて<br>行ける身近な都市公園の整備等を<br>推進。  | ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて<br>行ける身近な都市公園の整備等を<br>推進予定。   |
| 体的V/正価                           | 農林水産省 | ○山村地域の高齢者の生きがい発揮<br>のため、特用林産物(森林から生産される産物のうち、木材以外の<br>きのこ類、木炭、竹などの総称)<br>の生産基盤の整備等の生産環境づ<br>くりの支援を実施。<br>○福祉農園(障害者福祉農園、高齢<br>者生きがい農園等害福祉との連携<br>の推進や、高齢者の生きがい発揮<br>のため、地域住民活動支援促進施<br>設の整備等の支援を実施。 | ○山村地域の高齢者の生きがい発揮<br>のため、特用林産物(森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの総称)の生産基盤の整備等の生産環境づくりの支援を実施予定。<br>○障害者の就労・雇用、高齢者の生きがいろりや介護予防等の目的での農園の整備等、高齢者の生きがい発揮のための地域住民活動支援促進施設等の整備の支援を実施予定。 |
| (3) 学校における心<br>の健康づくり推進<br>体制の整備 | 文部科学省 | ○スクールカウンセラーやスクール<br>ソーシャルワーカーの配置に係る<br>経費を補助すること等により、学<br>校における教育相談体制を充実。<br>○独立行政法人日本学生支援機構に<br>おいて、大学等の教職員に対し、<br>自殺を含む学生の心の問題や成長<br>支援に関する正しい知識の習得と<br>理解を促進する取組を実施。                            | ○スクールカウンセラーやスクール<br>ソーシャルワーカーの配置に係る経<br>費を補助すること等により、学校に<br>おける教育相談体制を充実予定。<br>○引き続き、大学等の教職員に対し、<br>自殺を含む学生の心の問題や成長<br>支援に関する正しい知識の習得と<br>理解を促進する取組を実施予定。                     |

| 自殺総合対策大綱の                           |       | 実施状況   |   |  |  |
|-------------------------------------|-------|--|---|--|--|
| 項目                                  | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |  |  |
|                                     | 復興庁   | ○避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題合<br>対応するため、被災者の見記総り、被災者の見記談が会により、被災者の見記談が付金・生活再建に関する相ががしなまり、生きがいて事」とかって事」とかの「心の復異」を一体的に支援した。  |   |  |  |
|                                     | 厚生労働省 | ○「被災者の心のケア支援事業」において、福島県外避難者や帰還者への相談体制の強化、支援者支援の充実や地域の力で自立的に心のケアを担っていくための出口戦略を描く調査研究の推進などの取組を順次実施。  | 事業」において、福島県外避難者   |  |  |
| (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進      | 文部科学省 | 〇 28年12月<br>(28年12月<br>(28年12月<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年<br>(27年2年 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者<br>等を対象に、被災児童生徒へのいじめに関する行政説明を開催予定。<br>○被災したちのかがのかがでからの対応のため、被災した地方公共<br>団体等が学校などにスクールの対<br>ンセラー等を派遣するために必要<br>な経費について支援予定。 |  |  |
| 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組      |       |  |   |  |  |
| (1) 精神科医療、保<br>健、福祉等の各施<br>策の連動性の向上 |       | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。自殺総合対策推進センターでは、連動性を向上させる研修を実施。   | ○引き続き、精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施予定。引き続き、自殺総合対策推進センターでは、連動性を向上させる研修を実施。  |  |  |

| 自殺総合対策大綱の   |       | 実施状況  |  |
|---|-------|---|--|
| 項目  | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |
| (2) 精神保健医療福   | 厚生労働省 | ○自殺総合対策推進センターにおい<br>て、精神科医療を担う人材育成の<br>ための各種研修等を実施。   | ○引き続き、精神科医療を担う人材<br>育成のための各種研修等を実施。  |
| 社サービスを担う人<br>材の養成など精神<br>科医療体制の充実                         | 厚生労働省 |   | ○平成30年度診療報酬改定において、<br>認知行動療法の推進を図る観点から施設基準の緩和を行う。  |
|   | 厚生労働省 | ○認知行動療法研修事業を実施。   | ○引き続き、認知行動療法研修事業を実施。   |
| (3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための                               | 厚生労働省 | <ul><li>○精神保健福祉士等の専門職等を、<br/>医療機関を始めとした地域に配置<br/>する取組を実施。</li></ul>   | <ul><li>○精神保健福祉士等の専門職等を、<br/>医療機関を始めとした地域に配置<br/>する取組を実施予定。</li></ul>  |
| 専門職の配置【一<br>部再掲】  | 一部再掲  | 6-(1)   | 同左   |
| (4) かかりつけの医<br>師等の自殺リスク<br>評価及び対応技術<br>等に関する資質の<br>向上【再掲】 | 再掲    | 4-(3)   | 同左   |
| (5) 子どもに対する<br>精神保健医療福祉<br>サービスの提供体<br>制の整備               | 厚生労働省 | ○様々な子供の心の問題に幅広く対<br>応するため、都道府県域における<br>拠点病院を中核とし、医療機関や<br>保健福祉機関等と連携した支援体<br>制の構築を図るための事業等を行<br>う、子供の心の診療ネットワーク<br>事業を実施。                                       | ○様々な子供の心の問題に幅広く対<br>応するため、都道府県域における<br>拠点病院を中核とし、医療機関や<br>保健福祉機関等と連携した支援体<br>制の構築を図るための事業等を行<br>う、子供の心の診療ネットワーク<br>事業を引き続き実施予定。  |
|   | 厚生労働省 | ○PTSD・思春期精神保健対策事業<br>を実施。   | ○引き続き、PTSD等対策総合支援<br>体制整備事業を実施。  |
| (6) うつ等のスク<br>リーニングの実施                                    | 厚生労働省 | ○うつ病の懸念のある人の早期発見にも資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進。<br>○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年4月より、産婦健康診査の費用を助成。 | ○引き続き、うつ病の懸念のある人の早期発見にも資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進予定。<br>○引き続き、産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成。                          |
| (7) うつ病以外の精<br>神疾患等によるハ<br>イリスク者対策の<br>推進                 | 厚生労働省 | ○うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療および精神保健関係者等を対象に研修を実施。<br>○アルコール関連問題の開発過いて、フォーの問題を発生の関連を発生のでは、フォーのの関系を実施のでは、では、のでは、のでは、は、のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は                      | ○引き続き、アルコール関連問題啓発週間において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施。<br>○引き続き、依存症対策全国拠点機関による地域における指導者の養成や都道府県・指定都市による依存症の専門医療機関・治療拠点機関の選定な地域におけるとともに、対策の推進を実施するとともに、依存症に関する調査研究事業を実施予定(30年度新規)。 |

| 自殺総合対策大綱の  | 和小小牛   | 実施状況  |  |  |
|--|--------|---|--|--|
| 項目   | 担当省庁   | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |  |
| (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援                                 |        | ○地域医療介護総合確保基金を通じて、看護師の資質の向上に関する<br>研修への財政支援を実施。   | <ul><li>○地域医療介護総合確保基金を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施予定。</li></ul>  |  |
| 7 社会全体の自殺リ   | スクを低下さ | Т   |  |  |
| (1) 地域における相<br>談体制の充実と支<br>援策、相談窓口情<br>報等の分かりやす<br>い発信 | 厚生労働省  | <ul><li>○「こころの健康相談統一ダイヤル」<br/>を運用。</li><li>○地域自殺対策強化交付金を活用し、<br/>包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実。</li></ul>  | <ul><li>○引き続き、「こころの健康相談統一<br/>ダイヤル」を運用。</li><li>○地域自殺対策強化交付金を活用し、<br/>包括支援相談の実施等、地域にお<br/>ける相談体制を充実予定。</li></ul>   |  |
|  | 厚生労働省  | ○生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施。   | ○生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施予定。  |  |
| (2) 多重債務の相談  | 金融庁    | ○多重債務者相談強化キャンペーン<br>を実施し、全国各地でメンタルへ<br>ルスを含む相談を受け付ける無料<br>相談会等の取組を実施。   | ○多重債務者相談強化キャンペーン<br>を実施し、引き続き、全国各地でメ<br>ンタルヘルスを含む相談を受け付け<br>る無料相談会等の取組を実施予定。   |  |
| 窓口の整備とセー<br>フティネット融資<br>の充実                            | 消費者庁   | ○「地方消費者行政推進交付金」等を<br>通じ、地方公共団体が実施する取<br>組への支援を実施。   | ○「地方消費者行政強化交付金」を通<br>じ、引き続き地方公共団体が実施<br>する取組への支援を実施予定。   |  |
|  | 厚生労働省  | <ul><li>○各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施。</li></ul>  | <ul><li>○各都道府県社会福祉協議会において、</li><li>生活福祉資金貸付制度を実施予定。</li></ul>  |  |
|  | 厚生労働省  | ○ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施。  | ○ハローワーク等の窓口においてき<br>め細かな職業相談を、引き続き実<br>施予定。  |  |
| (3) 失業者等に対す<br>る相談窓口の充実<br>等                           | 厚生労働省  | ○若年無業者等に対する地域の支援<br>拠点である地域若者サポートス<br>テーションを全国に設置。また、<br>①一人ひとりに応じた専門的な相<br>談やコミュニケーション訓練、<br>アウトリーチ型相談<br>②就職後の定着・ステップアップ<br>支援<br>③職場体験等<br>を行うことにより、若年無業者等<br>の職業的自立支援を実施。 | ○若年無業者等に対する地域の支援<br>拠点である地域若者サポートス<br>テーションを全国に設置。また、<br>引き続き、<br>①一人ひとりに応じた専門的な相<br>談でカーション訓練、<br>アウトリーチ型相談<br>②就職後の定着・ステップアップ<br>支援<br>③職場体験等<br>を行うことにより、若年無業者等<br>の職業的自立支援を実施予定。 |  |

| 自殺総合対策大綱の               | 10.11.46 - | 実施状況  |   |
|-------------------------|------------|---|---|
| 項目                      | 担当省庁       | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
| (4) 経営者に対する<br>相談事業の実施等 | 経済産業省      | TAC 1944 (20 NA   | ○都道院<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部  |
| (5) 法的問題解決のための情報提供の充実   | 法務省        | ○インで<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・レッスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大いスを<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、<br>・大い、 | レット・リーフレッの<br>を実施し、法テラスの認知を<br>と業務内容の理解を促す。<br>・東日本大震災に関し、法テラスの<br>東日本大震災に関し、法業<br>を実施し、支援業図<br>を実施的支援業図の<br>被災者支援等の法的の促進を<br>を関係機関と連携・協力し、<br>はの要因ともなり得る<br>の関係機関と連携・協力し、<br>を実施が同間題に関する相談会を実震続<br>をる問題に関する相談会を実震続するにきるの<br>の要ともなり得引きにきる。<br>のはきたでは、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、 |

| 自殺総合対策大綱の                         | 10 W W C | 実施状況  |   |
|-----------------------------------|----------|---|---|
| 項目                                | 担当省庁     | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
|                                   | 厚生労働省    | ○毒薬及び劇薬については、医薬品<br>販売業者等に対し、医薬品、医療<br>機器等の品質、有効性及び安全性<br>の確保等に関する法律に基づく譲<br>渡規制等が遵守されるよう、自治<br>体を通じた周知、薬事監視・指導<br>を行うこと等により、不適切な使<br>用に繋がる流通を防止。 | ○引き続き、同様の対応を行う。   |
| (6) 危険な場所、薬<br>品等の規制等             | 国土交通省    | <ul><li>○鉄道技術開発費補助金により新型ホームドアの技術開発を支援。「新型ホームドアに関する技術WG」を開催。</li><li>○各種補助金によりホームドア整備を支援。</li></ul>  | <ul><li>○鉄道技術開発費補助金等により新型ホームドアの技術開発の促進を図る。</li><li>○各種補助金によりホームドアの整備の促進を図る。</li></ul>                                 |
|                                   | 警察庁      | ○自殺のおそれがある行方不明者の<br>発見活動の確実な実施を図った。   | ○引き続き、自殺のおそれがある行<br>方不明者の発見活動の確実な実施<br>を図る。   |
| (7) ICTを活用した<br>自殺対策の強化<br>【一部再掲】 | 厚生労働省    | ○自殺につながる用語の検索を行った場合に、相談窓口への入り口となる表示や、表示から誘導されるWebサイトについて、ユーザー目線や技術的観点から検索事業者と協議を行い、改善を実施。   | ○引き続き、自殺につながる用語の検索を行った場合に、相談窓口への入り口となる表示や、表示から誘導されるWebサイトについて、ユーザー目線や技術的観点から検索事業者と協議を行い、改善を実施しつつ、相談窓口への誘導を推進。         |
|                                   | 総務省      | ○自殺につながる用語がネットで検索された場合に相談窓口を表示する取組の強化に向けた事業者への呼びかけ等を、関係省庁とともに実施。  | ○引き続き、自殺につながる用語が<br>ネットで検索された場合に相談窓<br>口を表示する取組の強化に向けた<br>事業者への呼びかけ等を、関係省<br>庁とともに実施。                                 |
|                                   | 法務省      | ○人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進。                                 | ○人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進する予定。 |
|                                   | 経済産業省    | ○「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合において、相談窓口を表示する取組を強化すること等に関し、事業者に対して必要な要請を実施。<br>2-(3)、7-(1)  | ○「自殺」「死にたい」等の自殺につ<br>ながる用語の検索を行った場合に<br>おいて、相談窓口を表示する取組<br>を強化すること等に関し、事業者<br>に対して必要な要請を実施予定。<br>同左                   |

| 自殺総合対策大綱の                        |                | 実施状況                                  |  |  |
|----------------------------------|----------------|---------------------------------------|--|--|
| 項目                               | 担当省庁           | 平成29年度の取組状況                           | 平成30年度の取組状況及び実施予定                          |  |
|                                  |                | ○都道府県警察及びインターネッ                       | ○都道府県警察及びインターネッ                            |  |
|                                  |                | ト・ホットラインセンターにおい                       | ト・ホットラインセンターにおい                            |  |
|                                  | 警察庁            | て、インターネット上の自殺誘引                       | て、インターネット上の自殺誘引                            |  |
|                                  |                | 等情報について、サイト管理者等<br>への削除依頼を実施。         | 等情報について、サイト管理者等<br>への削除依頼を実施予定。            |  |
|                                  |                | ○違法・有害情報への対応等に関す                      | ○引き続き、違法・有害情報への対                           |  |
|                                  |                | る契約約款モデル条項の適切な運                       | 応等に関する契約約款モデル条項                            |  |
|                                  |                | 用を支援。                                 | の適切な運用を支援。                                 |  |
|                                  | <u> </u>       | ○総務省、文部科学省及び通信関係                      | ○引き続き、総務省、文部科学省及<br>が済信間係四件第5次連携 スプラ       |  |
|                                  | 総務省            | 団体等が連携し、子どもたちのイ<br>ンターネットの安心・安全な利用    | び通信関係団体等が連携し、子ど<br>もたちのインターネットの安心・         |  |
|                                  |                | に向けて、保護者・教職員及び児                       | 安全な利用に向けて、保護者・教                            |  |
|                                  |                | 童生徒を対象とした啓発講座を実                       | 職員及び児童生徒を対象とした啓                            |  |
|                                  |                | 施。                                    | 発講座を実施予定。                                  |  |
|                                  |                | ○インターネット上の有害環境から<br>まかなもウスカス (2巻巻) まか | ○引き続き、インターネット上の有                           |  |
|                                  | 文部科学省          | 青少年を守るため、保護者と青少<br>年に直接働きかける啓発と教育活    | 書環境から青少年を守るため、保<br>護者と青少年に直接働きかける啓         |  |
| (0) () ( ) (                     |                | 動を実施。                                 | 発と教育活動を推進予定。                               |  |
| (8) インターネット<br>上の自殺関連情報          |                | ○望ましいフィルタリング提供のあ                      | ○望ましいフィルタリング提供のあ                           |  |
| 対策の推進                            | (= >+ + )  ( 4 | り方を判断するための基準の普及。                      | り方を判断するための基準の普及。                           |  |
|                                  | 経済産業省          | ○フィルタリングに関する情報提供<br>などの東業者による保護者末援を   | ○フィルタリングに関する情報提供<br>などの東業者による保護者主採を        |  |
|                                  |                | などの事業者による保護者支援を<br>推進。                | などの事業者による保護者支援を<br>推進する予定。                 |  |
|                                  |                | ○青少年の適切なインターネット利                      | ○青少年の適切なインターネット利                           |  |
|                                  |                | 用を促進するため、普及啓発資料                       | 用を促進するため、普及啓発資料                            |  |
|                                  |                | の作成・公開やフォーラムの開催                       | の作成・公開やフォーラムの開催                            |  |
|                                  | 内閣府            | 等を通じて、普及啓発活動を実施。                      | 等を通じて、普及啓発活動を実施<br>予定。                     |  |
|                                  |                | ○青少年のインターネット利用環境                      |  |  |
|                                  |                | 実態調査等の各種調査を実施。                        | 実態調査等の各種調査を実施予定。                           |  |
|                                  |                | ○全国の中学校を中心に携帯電話会                      |  |  |
|                                  |                | 社等の実施するスマホ・ケータイ<br>安全教室と連携した人権教室を実    | 社等の実施するスマホ・ケータイ<br>安全教室と連携した人権教室を実         |  |
|                                  | 计数少            | 施。                                    | 施する。                                       |  |
|                                  | 法務省            | ○フィルタリングの推奨について記                      |  |  |
|                                  |                | 載された啓発冊子「あなたは大丈                       | された啓発冊子「あなたは大丈夫?                           |  |
|                                  |                | 夫?考えよう!インターネットと<br>人権」を活用した啓発活動を実施。   | 考えよう!インターネットと人権」<br>を活用した啓発活動を実施予定。        |  |
|                                  |                | ○インターネット上の自殺予告事案                      | ○インターネット上の自殺予告事案                           |  |
|                                  | 警察庁            | について、プロバイダ等から発信                       | について、プロバイダ等から発信                            |  |
|                                  | 高汞/]           | 者情報の開示を受け、自殺予防措                       | 者情報の開示を受け、自殺予防措                            |  |
|                                  |                |                                       | 置を実施予定。<br>○引き続き、インターネット上の自                |  |
| (5)                              |                | ○インターネット上の自殺予告事案<br>への対応に関するガイドラインの   | ○5  さ続さ、1 / ダーネット上の目 <br>  殺予告事案への対応に関するガイ |  |
| (9) インターネット<br>上の自殺予告事案<br>への対応等 | 総務省            | 適切な運用を支援するとともに、                       | ドラインの適切な運用を支援する                            |  |
|                                  |                | 違法・有害情報相談センターを設                       | とともに、違法・有害情報相談セ                            |  |
|                                  |                | 置・運営する。                               | ンターを設置・運営する。                               |  |
|                                  |                | ○望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準を普及。      | ○望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及。           |  |
|                                  | 経済産業省          |                                       | ○フィルタリングに関する情報提供                           |  |
|                                  |                | などの事業者による保護者支援を                       | などの事業者による保護者支援を                            |  |
|                                  |                | 推進。                                   | 推進する予定。                                    |  |

| 自殺総合対策大綱の                                | 担当省庁  | 実施状況  |   |
|--|-------|---|---|
| 項目                                       | 担当自门  | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
| (10) 介護者への支                              | 厚生労働省 | <ul><li>○短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付を実施。</li><li>○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施。</li></ul>   | ○引き続き、短期入所生活介護や通所<br>介護等に係る介護保険給付を実施。<br>○引き続き、地域包括支援センター<br>に携わる職員等を対象とした研修<br>の実施。  |
| 援の充実                                     |       | <ul><li>○介護教室・介護者相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担。</li></ul>   | <ul><li>○引き続き、介護教室・介護者相互<br/>の交流会開催について、地域支援<br/>事業の家族介護支援事業として経<br/>費の一部を負担。</li></ul>   |
| (11) ひきこもりへ<br>の支援の充実                    | 厚生労働省 | ○保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進。                      | ○引き続き、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進。   |
|  | 厚生労働省 | ○ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的に、「ひきこもり対策研修」を実施。   | ○引き続き、ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的に、「ひきこもり対策研修」を実施。  |
| (12) 児童虐待や性<br>犯罪・性暴力の被<br>害者への支援の充<br>実 | 厚生労働省 | ○婦人保護施設における性暴力被害者の中長期的な支援プログラムの策定に関する調査研究を実施。 ○性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するた関・公所等の関係機関、アカーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕 | ○29年度に策定した性暴力被害者に対する中長期的な支援プログラムを用いて複数の婦人保護施設でモデル的に支援を行い、プログラムの実用性等について検証を行う調査研究を実施予定。<br>○公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う「若年被害女性等支援モデル事業」を、新たに実施する予定。 |
|  | 厚生労働省 | 組みを構築するためのモデル事業の創設に向けた検討を行った。  ○PTSD・思春期精神保健対策事業を実施。  | ○引き続き、PTSD等対策総合支援<br>体制整備事業を実施。   |

| 自殺総合対策大綱の                       | 担当省庁  | 実施状況   |   |  |
|---------------------------------|-------|--|---|--|
| 項目                              | 担ヨ百万  | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |  |
|                                 | 警察庁   | ○被害者等に対する精神科医等による支援を実施。<br>○カウ門修を実施。<br>○カウ門修を実施。<br>○民間被害者を実施。<br>○民間被委託を実団体に対する相談業務の委害者支援強団体に対する性犯罪被道害者支援警察の性犯共通ートを書話に番が変える。<br>○各部話に番(平成29年8月)<br>○被害者施。<br>○性犯子の心情に配慮した事情聴ないで、心にので、地域にをといると関系をといるといるがある。<br>○性犯がはいるといるといるといるといるにはいるといるにはいるといるにはいるといるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるには | ○被害者等に対する精神科医等による技を実施予定。<br>○カ専門職員等に対する専門職員等に対する専門でを実施予定。<br>○大専門被を実施予定。<br>○民間被委託を実団体に対する性犯する性犯する性犯する性犯事者を実団体に対する性犯罪被害者支援のの手に対する性犯罪を全国共通の一ともで、のした事情を変があると、<br>「#8103(ハとと予になるので、とのではなるを関ができまでではないができまがではないができますができます。<br>○性犯ができまが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は |  |
| (13) 生活困窮者への支援の充実               | 厚生労働省 | ○福祉事務所設置地方自治体(902自<br>治体)において、複合的な課題を<br>抱える生活困窮者に対し、生活困<br>窮者自立支援法に基づく相談支援、<br>就労支援、家計相談支援等を実施。<br>また、生活困窮者の一層の自立の<br>促進を図るため、第196回国会に<br>「生活困窮者等の自立を促進するた<br>めの生活困窮者自立支援法等の一<br>部を改正する法律案」を提出。   | ○第196回国会に提出した「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」の早期成立を目指す。  |  |
| (14) ひとり親家庭<br>に対する相談窓口<br>の充実等 | 厚生労働省 | ○地方公共団体のひとり親家庭の相<br>談窓口に、子育て・生活に関する<br>内容から就業に関する内容まで、<br>ワンストップで寄り添い型支援を<br>行うことができる体制の整備を推<br>進。   | ○引き続き、地方公共団体のひとり<br>親家庭の相談窓口に、子育て・生<br>活に関する内容から就業に関する<br>内容まで、ワンストップで寄り添<br>い型支援を行うことができる体制<br>の整備を推進。   |  |
| (15) 妊産婦への支<br>援の充実【一部再<br>掲】   | 厚生労働省 | ○産後うつの予防や新生児への虐待<br>予防等産後の初期段階における母<br>子に対する支援を強化するため、<br>平成29年4月より、産婦健康診査の<br>費用を助成。<br>○産前産後サポート事業及び産後ケ<br>ア事業において、平成29年8月に作成したガイドラインに基づき、母<br>子に対するきめ細かな支援を実施。<br>6-(6)   | ○引き続き、産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成。<br>○産前産後サポート事業及び産後ケア事業において、引き続き、母子に対するきめ細かな支援を実施。  |  |

| 自殺総合対策大綱の        |       | 実施   |  |
|------------------|-------|--|--|
| 項目               | 担当省庁  | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |
| (16) 性的マイクの支援の充実 | 法務省   | ○法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応い的指向や性自認を理由とする事件とせる事件とは、集合は、事案に応じた場合は、事業に応じた場合は、事業に応じた場合は、事業に応じた場合は、事業に対した場合は、事業に対した場合は、事業に対した場合は、事業に対した場合は、事業に対した場合は、事業に対してが、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、をなくそう」を強調事項として掲げ、をなくそう」を強調事項として掲げ、を発リーフレットの配布や特設が、各種を発活動を実施。 | ○引き続き、<br>高さ、<br>高さ、<br>高さ、<br>高さ、<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大きに<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大き<br>一の大<br>一の大<br>一の大 |
|                  | 文部科学省 | ○都道等<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部<br>一部   | ○引き続き、<br>一引き続き、<br>一引き続き、<br>一引き続き、<br>一引き続き、<br>一方を<br>一方を<br>一方を<br>一方を<br>一方を<br>一方を<br>一方を<br>一方を   |
|                  | 厚生労働省 | ○公正な採用選考についての事業主<br>向け啓発パンフレットに「LGBT<br>等の性的マイノリティの方など特<br>定の人を排除しない」旨を記載し、<br>ホームページ上に公表。   | ○引き続き、ホームページ上で公表<br>予定。  |
|                  | 厚生労働省 | ○事業主向けのマニュアルやパンフレット等を活用し、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止対策の一環として、周知を行った。   | ○引き続き、周知を行う予定。   |
|                  | 厚生労働省 | ○性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施。  | ○性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施予定。  |

| 自殺総合対策大綱の                                  |        | 実施  | 状況   |
|--|--------|---|--|
| 項目   | 担当省庁   | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |
| (17) 相談の多様な<br>手段の確保、アウトリーチの強化<br>【一部再掲】   | 文部科学省  | ○いじめを含む様々な悩みに関する<br>児童生徒の相談に関して、SNS等<br>を活用する利点・課題等について<br>検討を行うため、平成29年7月に有<br>識者会議を開催し、30年3月、「SNS<br>等を活用した相談体制の構築に関<br>する当面の考え方(最終報告)」を<br>とりまとめた。また、地方公共団<br>体に対し、SNS等を活用した児童<br>生徒向けの相談体制の構築を支援。 | ○いじめを含む様々な悩みに関する<br>児童生徒の相談に関して、SNS等<br>を活用した児童生徒向けの相談体<br>制の構築を支援予定。                      |
|  | 一部再掲   | 7-(7), $7-(12)$   | 同左   |
| (18) 関係機関等の<br>連携に必要な情報<br>共有の仕組みの周<br>知   | 厚生労働省  | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>関係機関等の連携を効果的に行っ<br>ている好事例を収集し、地域の自<br>殺対策政策パッケージに掲載。  | ○自殺総合対策推進センターでは、<br>関係機関等の連携を効果的に行っ<br>ている好事例の普及を推進。                                       |
| (19) 自殺対策に資<br>する居場所づくり<br>の推進             | 厚生労働省  | ○生きづらさを抱えた人や自己肯定<br>感が低い者などが、孤立しないよ<br>う地域とつながり、支援とつなが<br>ることができるための居場所づく<br>り等を推進。   | ○引き続き、生きづらさを抱えた人<br>や自己肯定感が低い者などが、孤<br>立しないよう地域とつながり、支<br>援とつながることができるための<br>居場所づくり等を推進。   |
|  | 関係府省庁  |   |  |
| (20) 起送機問に対                                | 厚生労働省  | ○世界保健機関の「自殺予防メディ<br>ア関係者のための手引き」を周知。  | ○引き続き、世界保健機関の「自殺<br>予防メディア関係者のための手引<br>き」の周知を図る。   |
| (20) 報道機関に対<br>する世界保健機関<br>の手引き等の周知        | 厚生労働省  | ○自殺総合対策推進センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や自殺対策について適切な報道がなされるよう支援。   | ○引き続き、メディアカンファレンス等により、自殺や自殺対策について適切な報道がなされるよう支援予定。   |
| 8 自殺未遂者の再度                                 | の自殺企図を | 防ぐ取組  |  |
| (1) 地域の自殺未遂<br>者等支援の拠点機<br>能を担う医療機関<br>の整備 | 厚生労働省  | 遂者が安心して医療にアクセスで<br>きる環境を整備。   | <ul><li>○引き続き、自殺未遂者支援拠点病院を地域の自殺未遂者支援の中核的機関として位置付け、地域で質の高い医療提供体制を整備。</li></ul>              |
| (2) 救急医療施設に<br>おける精神科医に<br>よる診療体制等の<br>充実  | 厚生労働省  | <ul><li>○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施。</li><li>○自殺総合対策推進センターにおいて、救急医療施設の精神科医等のスタッフに対する研修に協力。</li></ul>   | <ul><li>○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施予定。</li><li>○引き続き、救急医療施設の精神科医等のスタッフに対する研修に協力を行う。</li></ul> |
| (3) 医療と地域の連携推進による包括<br>的な未遂者支援の<br>強化【再掲】  | 再掲     | 6-(1), 6-(3)  | 同左   |
| (4) 居場所づくりと<br>の連動による支援<br>【再掲】            | 再掲     | 7— (19)   | 同左   |

| 自殺総合対策大綱の                                 |        | 宝施  | 状況  |
|---|--------|---|---|
| 項目  | 担当省庁   | 平成29年度の取組状況   | 平成30年度の取組状況及び実施予定   |
| (5) 家族等の身近な 支援者に対する支                      | 厚生労働省  | ○「自殺未遂者ケアに関するガイドラ<br>イン」によるケア対策として推進。   |   |
| 援   | 厚生労働省  | ○自殺未遂者再企図防止事業を実施。   | ○引き続き、自殺未遂者等支援拠点<br>病院整備事業を実施。  |
|   | 文部科学省  | ○児童生徒の自殺未遂の背景となっ<br>た事実関係に関する報告の状況等<br>を踏まえ、必要に応じ、背景調査<br>を含め、事後対応の在り方につい<br>て指導・助言を行った。                                | ○引き続き、児童生徒の自殺未遂の<br>背景となった事実関係に関する報<br>告の状況等を踏まえ、必要に応じ、<br>背景調査を含め、事後対応の在り<br>方について指導・助言を行う。                        |
| (6) 学校、職場等での事後対応の促進                       | 厚生労働省  | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。   | ○引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。                                    |
| 9 遺された人への支                                | 援を充実する | 5 取組  |   |
| (1) 遺族の自助グ<br>ループ等の運営支                    | 厚生労働省  | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、<br>自死遺族のための分かち合いの会<br>の運営等を支援。<br>○自殺総合対策推進センターでは近<br>年の状況を踏まえ自殺総合対策推<br>進に向けた自死遺族支援等に関わ<br>る指針を検討した。 | ○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。<br>○自殺総合対策推進センターは、全国どこでも、関連施策を含めた必要な情報を得ることができるよう、都道府県等と連携して支援を図る。 |
| ループ寺の連宮文<br>援                             | 厚生労働省  | ○過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を実施。   | ○過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を、引き続き実施。                                |
| (2) 学校、職場等で<br>の事後対応の促進                   | 文部科学省  | ○「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」等を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図った。                     | ○引き続き、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」等を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図る予定。           |
|   | 厚生労働省  | <ul><li>○働く人のメンタルヘルス・ポータ<br/>ルサイト「こころの耳」を通じて、<br/>自殺発生直後の職場での対応等を<br/>示したマニュアル「職場における<br/>自殺の予防と対応」を周知。</li></ul>       | ○引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。                                    |
| (3) 遺族等の総合的 な支援ニーズに対する情報提供の推進等            | 厚生労働省  | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、<br>地域の相談先や自助グループの連<br>絡先などを記載した、遺族のため<br>のリーフレット等の作成等に対す<br>る支援を実施。                                   | ○引き続き、地域自殺対策強化交付<br>金を通じて、地域の相談先や自助<br>グループの連絡先などを記載した、<br>遺族のためのリーフレット等の作<br>成等に対する支援を実施。                          |
| (4) 遺族等に対応す<br>る公的機関の職員<br>の資質の向上【再<br>掲】 | 再掲     | 4-(9)   | 同左  |

| 自殺総合対策大綱の   | 担当省庁    | 実施状況   |  |  |
|---|---------|--|--|--|
| 項目  | 153 871 | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定  |  |
| (5) 遺児等への支援<br>【一部再掲】                                 | 文部科学省   | ○スクールカウンセラーの配置に係<br>る経費を補助することにより、学<br>校における教育相談体制を充実。   | ○スクールカウンセラーの配置に係る<br>経費を補助することにより、学校に<br>おける教育相談体制を充実予定。   |  |
|   | 一部再掲    | 4—(4)  | 同左   |  |
| 10 民間団体との連携   | 隽を強化する  | 取組   |  |  |
|   | 厚生労働省   | <ul><li>○地域自殺対策強化交付金を通じて、<br/>民間団体の人材養成への支援を実施。</li></ul>  | <ul><li>○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材養成への支援を実施。</li></ul>  |  |
| (1) 民間団体の人材<br>育成に対する支援                               | 厚生労働省   | ○自殺総合対策推進センターが中心<br>となり、地域自殺対策推進セン<br>ターと連携を図りつつ、地域の民<br>間団体の人材育成に関する研修プ<br>ログラムを企画・実施。                                      | ○引き続き、自殺総合対策推進センターが中心となり、地域自殺対策<br>推進センターと連携を図りつつ、<br>地域の民間団体の人材育成に関す<br>る研修プログラムを企画・実施。                                     |  |
| (2) 地域における連<br>携体制の確立                                 | 厚生労働省   | ○自殺総合対策推進センターは地域<br>自殺対策推進センターと協力して、<br>地域における連携体制を強化する<br>ために保健、医療、福祉、教育、<br>労働その他の関係者との有機的な<br>連携が図られる体制の整備を支援。            | ○自殺総合対策推進センターは地域<br>自殺対策推進センターと協力して、<br>地域における連携体制を強化する<br>ために保健、医療、福祉、教育、<br>労働その他の関係者との有機的な<br>連携が図られる体制の整備を支援<br>予定。      |  |
|   | 消費者庁    | ○消費者安全確保地域協議会(=見守りネットワーク)構築推進による、地域見守り体制を強化。   | ○引き続き、消費者安全確保地域協<br>議会(=見守りネットワーク)構<br>築推進による、地域見守り体制の<br>強化。  |  |
| (3) 民間団体の相談<br>事業に対する支援                               | 厚生労働省   | <ul><li>○地域自殺対策強化交付金を通じて、<br/>民間団体の電話相談事業への支援<br/>を実施。</li><li>○自殺予防の電話相談事業を行う各<br/>種民間団体の活動に対して、助成<br/>を実施。</li></ul>       | <ul><li>○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施。</li><li>○引き続き、自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成を実施。</li></ul>                 |  |
| (4) 民間団体の先駆<br>的・試行的取組や<br>自殺多発地域にお<br>ける取組に対する<br>支援 | 厚生労働省   | <ul><li>○地域自殺対策強化交付金を通じて、<br/>地域における民間団体の先駆的・<br/>試行的取組に対する支援を実施。</li><li>○自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。</li></ul> | <ul><li>○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、地域における民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援を実施。</li><li>○引き続き、自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。</li></ul> |  |

| 自殺総合対策大綱の  |         | 実施状況  |   |
|--|---------|---|---|
| 項目   | 担当省庁    | <br>平成29年度の取組状況   |   |
|  | 1 処計等を更 |   | │ 1 2000年12 > 1 481位17 / 11 / 12   12   12   12   12   12   12  |
| <ul><li>11 子ども・若者の</li><li>(1) いじめを苦にし</li></ul> | 文部科学省   | ○いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策を進さき、総合的ないしめ対策を進めるともに会議等を通り出る。<br>●はは、各教育を追り者等の生徒指導をあると、会等の生徒指針を周知。<br>●はおかなど問題行動等の未然防止、早期発見についてもラーやまけたを実にがある。<br>●はいいで記述が、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいでは、といいででは、といいのでは、といいいいは、といいのでは、といいいのでは、といいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 及びいじめ防止基本方針に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教に大力を大力を大力を関立を表し、法律や基本方針を周知予定。<br>引き続き、いじめなど問題和予定。<br>引き続き、いじめなど問題の未然防止、早期発見・早期での未然防止、早期取組について調査研究を実施予定。<br>〇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に学を補助することには学定。<br>経費を補助することに、学定における教育相談体制を変における |
| た子どもの自殺の 予防                                      | 法務省     | ○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成29年10月から11月)。 ○「インターネット人権相談受付窓口」(子ども用)を開設。 ○専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)を開設。 ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施(平成29年6月26日~7月2日)。 これらの施策により、子どもたちがより相談しやする子どもの人権問題の解決に努めた。 7-(17)  | ○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布予定(平成30年5月~7月)。 ○「インターネット人権相談受付窓口」(子ども用)を開設。 ○専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)を開設。 ○全国一斉「子どもの人権110番」後化週間を実施予定(平成30年8月~9月)。 これらの施策により、子どもたちがより相談しやする子どもの人権問題の解決に引き続き努める。 同左                              |
| (2) 学生・生徒等へ<br>の支援の充実【一<br>部再掲】                  | 文部科学省   | ○高校中退者等を対象に、高等学校<br>卒業程度の学力を身に付けさせる<br>ための学習相談及び学習支援を行<br>う地方公共団体の取組について、<br>モデルを構築する事業を実施。   | ○高校中退者等を対象に、高等学校<br>卒業程度の学力を身に付けさせる<br>ための学習相談及び学習支援を行<br>う団体の取組について、モデルを<br>構築する事業を実施予定。   |
| (2)  | 一部再掲    | 2-(2), $5-(3)$ , $7-(17)$ , $11-(1)$  | 同左  |
| (3) SOSの出し方に<br>関する教育の推進<br>【再掲】                 | 再掲      | 2-(2), 4-(4)  | 同左  |
| (4) 子どもへの支援<br>の充実【一部再掲】                         |         | 習支援や居場所づくり等を通じて、<br>子どもの将来の自立に向けた支援<br>を実施。   | ○引き続き、生活困窮世帯の子ども<br>に対し、学習支援や居場所づくり<br>等を通じて、子どもの将来の自立<br>に向けた支援を実施予定。  |
|  | 一部再掲    | 7—(12)  | 同左  |
| (5) 若者への支援の<br>充実【再掲】                            | 再掲      | 6-(7), 7-(3), 7-(11), 7-(12)  | 同左  |
| (6) 若者の特性に応<br>じた支援の充実<br>【再掲】                   | 再掲      | 3-(4), 7-(1), 7-(7)   | 同左  |

| 自殺総合対策大綱の                          | <br>  担当省庁 | 実施状況   |                                |
|------------------------------------|------------|--|--------------------------------|
| 項目                                 | 担ヨ自力       | 平成29年度の取組状況  | 平成30年度の取組状況及び実施予定              |
| (7) 知人等への支援<br>【再掲】                | 再掲         | 4-(11), 4-(12)   | 同左                             |
| 12 勤務問題による自                        | 自殺対策を更     | に推進する取組  |                                |
| (1) 長時間労働の是<br>正【一部再掲】             | 厚生労働省      | ○長時間労働の是正などを盛り込んだ「働き方改革を推進するための<br>関係法律の整備に関する法律案要<br>綱」を労働政策審議会に諮問、「お<br>おむね妥当」との答申 | ○左記の着実な実施に取り組む。                |
|                                    | 一部再掲       | 5—(1)  | 同左                             |
| (2) 職場におけるメ<br>ンタルヘルス対策<br>の推進【再掲】 | 再掲         | 5—(1)  | 同左                             |
| (3) ハラスメント防止対策【一部再掲】               | 厚生労働省      | ○「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催し、<br>実効性のある職場のパワーハラス<br>メント防止対策について議論を<br>行った。        | ○左記検討会の結果も踏まえ、必要<br>な対応について検討。 |
|                                    | 一部再掲       | 5—(1)  | 同左                             |